

農地法許可申請書類の提出書類

種別 必要書類等	農地法第3条の許可 (権利移転や権利の設定)		農地法第4条の許可 (自分の農用地を転用)		農地法第5条の許可 (権利移転や設定の転用)		書類等の 発行所等
	譲渡(貸)人	譲受(借)人	申請人		譲渡(貸)人	譲受(借)人	
申 請 書	3部		3部		4部		農業委員会
法 人 の 場 合	・会社謄本 ・定款または寄附行為の写し		・会社謄本 ・定款または寄附行為の写し		・会社謄本 ・定款または寄附行為の写し		法務局等
印 鑑 (認印)	△ 代理申請の 場合 実印と印鑑登 録証明書	○	○	△ 代理申請の 場合 実印と印鑑登 録証明書	○		申請人
住民票又は戸籍の附票 町外の方、申請書と登記簿 謄本の住所が相違している 場合は必要です。	(1部) 印鑑登録 証明書可	(1部)	(1部)	(1部)	(1部) 印鑑登録 証明書可	(1部)	町民課 各市町村役場
耕 作 証 明 書 (譲受人、借受人が町外 に住所を有する方)		(1部)					各市町村 農業委員会
営 農 計 画 書 (譲受人、借受人が町外に 住所を有する方、新規就農 者及び農業者年金受給に伴 う使用貸借の場合は必要で す。)		(1部)					農業委員会
申請地の登記事項証明書 (全部事項証明書) (旧:登記簿謄本のこと)	1部		2部 (うち一部コピー可)	2部 (うち一部コピー可)			法務局
転 用 事 業 計 画 書			2部 (うち一部コピー可)		2部 (うち一部コピー可)		農業委員会
土地改良区地区内の場合、 土地改良区の意見書			2部 (うち一部コピー可)	2部 (うち一部コピー可)			土地改良区
抵当権、仮登記設定の 場合、支障がないことを 証する同意書等			2部 (うち一部コピー可)	2部 (うち一部コピー可)			権利者
申 請 地 の 位 置 図 (縮尺1,500~1/3,000程度住 宅地図等)			2部 (うち一部コピー可)		2部 (うち一部コピー可)		申請人
申 請 地 の 地 番 が 表 示 さ れ た 地 図 (公図=登記法第14条地図)			2部 (うち一部コピー可)	2部 (うち一部コピー可)			法務局
建 物 ・ 施 設 の 平 面 図 縦断図、横断図等			2部 (うち一部コピー可)		2部 (うち一部コピー可)		申請人
申 請 地 へ の 建 物 等 の 配 置 図 (レイアウト)			2部 (うち一部コピー可)		2部 (うち一部コピー可)		申請人
貸 借 契 約 書 (使用貸借・賃貸借)	2部						農業委員会
融 資 予 約 の 証 明 書 (転用に係る資金の確認)			2部 (うち一部コピー可)		2部 (うち一部コピー可)		金融機関等
残 高 証 明 書 (転用に係る資金の確認)			2部 (うち一部コピー可)		2部 (うち一部コピー可)		金融機関等
確 認 事 項	(転用目的が太陽光発電設備の場合) パネルの反射光の影響について申請者等への説明						

※受付期間は毎月10日まで（土日祝の場合、前日の平日）です。余裕をもって申請願います。

※転用対象地に係る各種規制等について、事前確認を願います。裏面をご覧ください。

※4ヘクタールを超える転用案件につきましては、事前に盛岡広域振興局と直接協議してください。

※上記のほか申請内容により、隣接地権者の同意書、関係団体等の意見書その他書類が必要な場合があります。

※分筆登記、または相続登記等を要するものは、先に登記手続きを済ませて下さい。

※宅地等の転用申請には、雑排水の浄化処理方法も書面で提出して下さい。

※提出いただいた書類（登記簿謄本、公図、資金確認書類）はお返しえませんのでご了承ください。

※法人の場合は、定款の写しのほか、組合員名簿又は株主名簿の写し等が必要になる場合があります。

その他申請、届出について詳しくは農業委員会にお尋ねください。★裏面もご覧ください

裏面

添付書類に係る詳細

添付する登記簿謄本（全部事項証明書　登記官押印証明のもの）登記事項証明書（会社謄本　登記官押印証明のもの）、公図（不動産登記法第14条第1項に規定する地図　登記官押印証明のもの）、住民票、印鑑登録証明書、戸籍・除籍謄本抄本、資金計画関係書類等について、申請日からみて3ヶ月以内のものであれば有効です。

■第4条、第5条転用

- ア 転用事業計画書（事業の必要性、土地の選定理由、土地利用計画、用（給）排水計画、被害防除措置、離農措置、転用候補地内の道路、水路等がある場合の措置を記載したもの。ただし、申請書又は他の書面、図面等で確認できる場合は、省略化。）
- イ 法人にあっては、定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書（会社謄本）
- ウ 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）
- エ 位置図（転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面　縮尺1,500～1/3,000程度）
- オ 公図の写し（申請に係る土地の地番を表示する図面で、法務局備付けのものによる。申請地に関する地目及び隣接する土地の地目も併せて付記し、縮尺、方位、開発地域（朱書き）を明示したもの。）
- カ 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面
- キ 所有権以外の権限に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する図面。
- ク 転用事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了承しているときは、その旨を証する書面。手続き中等の場合は、その見込みを証する書面
- ケ 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、土地改良区の意見書（ただし、意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合には、その理由を記載した書面）
- コ 転用事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面
- サ その他参考となるべき書面
- (ア) 「資金計画」の裏付け資料として、金融機関等の証明書（融資証明、融資可能額証明等）
- (イ) 市町村等にあっては、予算議決書及び条例等に定めるところによる用地取得等の議決書
国、県等の補助金（交付金）交付決定通知書
- (ウ) 申請地に抵当権、仮登記等が設定されている場合は、転用事業に支障を及ぼすことがないことを証する書面
等
- (エ) 申請面積が2,000m²以上の転用で、かつ、過去3年内に農地転用の許可を得ている場合には、転用事業者の内容及び過去3年内に農地転用の許可を得た土地のその履行状況等の補足説明書（様式第37号転用計画補足説明書）
- (オ) その他必要と思われる資料

■他法令との関連

農地転用は、他法令が許可（承認）等されなければ許可されませんので、申請前にご確認ください。

照会内容	照会先
①農業振興地域整備計画に係る支障の有無の確認	農林環境課農業振興係（役場3階）
②土地基盤整備事業に係る支障の有無の確認	農林環境課農業振興係（役場3階）
③森林法に基づく手続きの要不要の確認	農林環境課環境森林係（役場3階）
④都市計画法に基づく手続きの要不要の確認	地域整備課都市計画係（役場3階）
⑤国土利用計画法に基づく届出の要不要の確認	企画商工課企画広報係（役場2階）
⑥埋蔵文化財に係る埋蔵文化財包蔵地対象の有無の確認	教育委員会事務局社会教育係（役場3階）